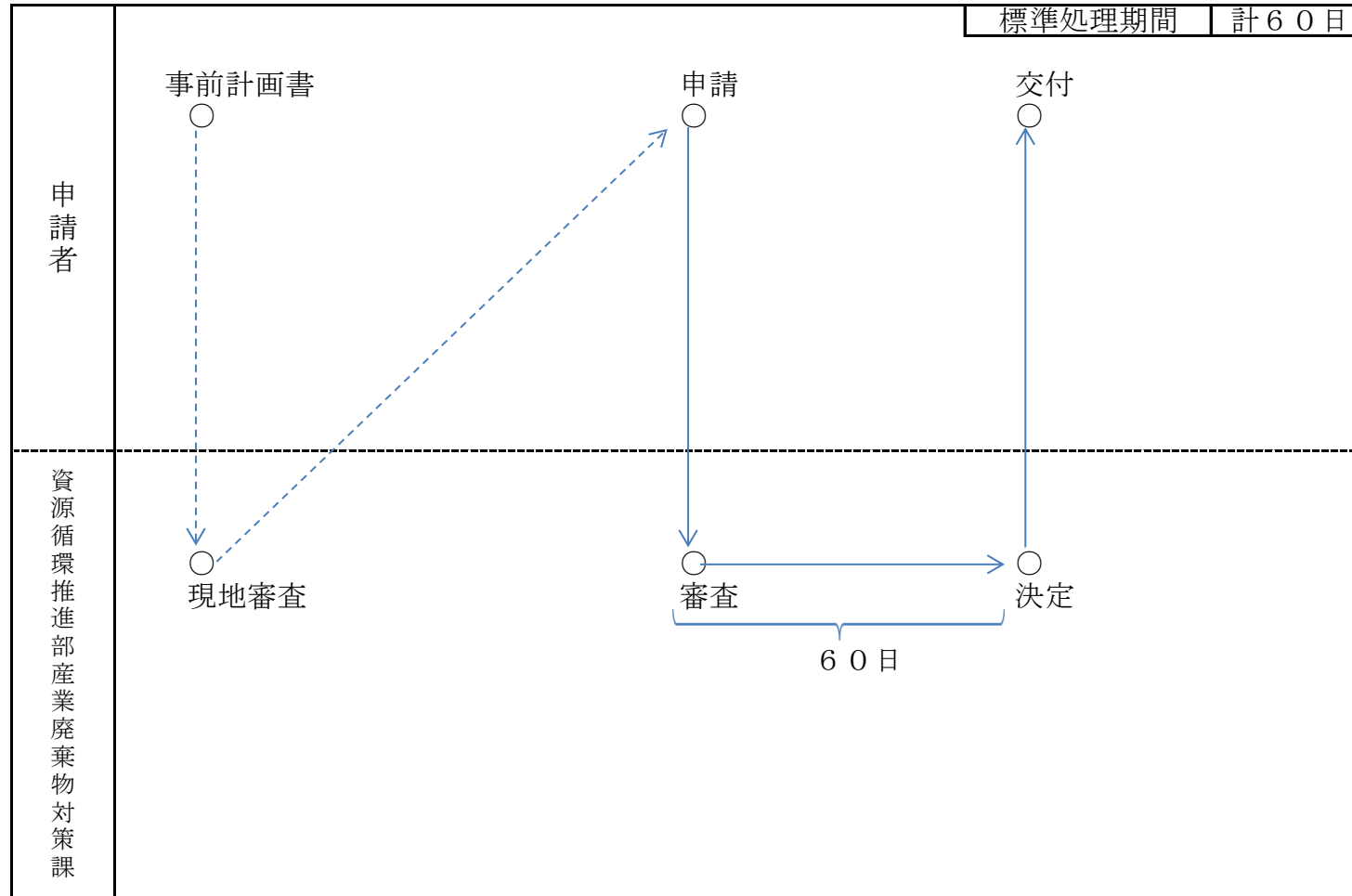


事務処理フロー図

作成部署 環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当 電話 42-867

事務名 解体業の更新許可申請

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

| 番号 | 項目 | 説明 |
|----|------|----------------------------------|
| 1 | 事前相談 | 申請前に事前計画書を提出していただき、現地審査を行います。 |
| 2 | 申請 | 窓口へ提出された申請書類について内容を審査します。 |
| 3 | 審査 | 申請書の内容について、許可基準を充たしているかどうか審査します。 |
| 4 | 決定 | 許可するか否か、産業廃棄物対策課長が決定します。 |
| 5 | 交付 | 申請者に許可証を交付します。 |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |

事前計画書は、申請者に法令で定められている「基準」に適合するように指導するため、申請に先立って提出を求めている。
 なお、事前計画書は行政指導であり、標準処理期間は申請を受理した日から起算される。